

尾三消防組合設立40周年記念
第25回消火競技会

平成23年11月9日(水)
尾三消防本部訓練場



尾三危険物安全協会
尾三消防本部

～ 40周年記念誌より～

組合設立40周年を迎え



尾三消防組合
管理者 久野 知英

尾三消防組合は、愛知県下で4番目の組合消防として、昭和46年12月に尾張の愛知郡東郷町、日進町（平成6年10月市制施行）及び三河の西加茂郡三好町（平成22年1月市制施行）の3町で設立し、本年で40周年を迎えます。

これもひとえに、構成市町をはじめ組合議会及び地域の皆様のご理解とご協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

尾三消防組合管内は、西は名古屋市、東は豊田市に隣接した豊かな生活環境により、管内の人口は18万人余と組合発足当初の3.1倍となる成長著しい地域であります。幸い組合発足以来、大きな災害もなく発展を続けてまいりましたが、近年相次いで発生する自然災害や地域社会の変化による災害形態は、複雑・広域化の傾向にあります。

40周年の節目にあたり、これまでに積み上げた消防力を基に、直面する諸課題を的確に捉えたきめ細かな消防行政を推進するため、専門的で高度な技術・知識を有する職員の育成に全力を挙げて取り組んでまいります。

結びに、構成市町をはじめ組合議会及び地域住民の皆様方の今後一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

40周年を迎えるにあたり



尾三消防組合
副管理者 萩野幸三

昭和46年に組合を設立して以来、管内は極めて短期間のうちに急激な発展を遂げてまいりました。その間、住民の安心・安全を確保するという消防の使命を果たすべく、関係各位のご理解とご協力のもと、着実に消防力の充実に努めてまいりました。

平成6年10月に日進が市制を施行したことに伴い、それまでの日進分署を日進消防署に昇格させ、また、平成16年3月から日進消防署西出張所が運用開始され、さらに地域に密着した消防体制を図りました。

組合設立40周年という節目の年を迎え、引き続き時代のニーズと流れに沿い、地域に根付いた消防行政が遂行できますことを祈念し、ごあいさついたします。



尾三消防組合
副管理者 川瀬雅喜

組合設立40周年に際し

本年12月に組合設立40周年を迎えます。その間の関係各位のご尽力に対し、心から感謝を申し上げます。

平成10年12月、東郷町大字春木字柵池地内に待望の東郷分署が竣工し、住民の負託に応じてまいりました。

さらには、平成15年4月1日より3消防署体制に移行し、現在では消防防災の拠点が1本部1特別消防隊3消防署2出張所となり、住民の期待に応えうる消防施設の充実が図れたものと思います。

これからも、複雑・広域化する災害の変化に対応できる消防力の強化に努め、管内住民の安心・安全の担い手となるようお誓いし、ごあいさついたします。

40周年を祝して



尾三消防組合議会
議長 伊藤 邦洋

組合設立40周年を迎えるにあたり、尾三消防組合議会を代表して、心からお祝いを申し上げます。この間、関係各位におかれましては、住民の身体・生命・財産保護のため献身的にご尽力を賜り、そのご苦勞に対し心から感謝申し上げます。

近年における社会経済の発展はめまぐるしく、尾三消防組合に対する住民の期待は年々高まっており、その期待に応えるためにも、更なる消防施設の充実を図っていただきたいと思います。

皆様におかれましては、その使命の重要性をご認識いただき、住民の皆様が安心して生活できるようお願いするとともに、尾三消防組合のますますのご発展を祈念いたしまして、お祝いのことばといたします。

組合設立40周年にあたって



尾三消防本部
消防長 中根 力

昭和46年12月に組合設立以来、関係各位のご理解により消防力の充実強化に努め、現在では職員数203名となり、愛知県下でも屈指の組織となりました。今後も、通信指令業務共同運用等に向けて準備を進めるなど、消防防災体制の更なる充実強化に努めております。

結びに、かねてから東海地震、東南海地震、南海地震の発生が危惧されている今日、消防の果たす役割はますます重要になってきております。今後も、より「安心で安全な地域づくり」を目指し、職員が一丸となって努力することを改めて決意するとともに、関係各位の一層のご指導とご協力を賜りますよう、心からお祝い申し上げます。

第 2 5 回 消 火 競 技 会 次 第

1 開会式（9:00～9:20）

- (1) 開会のことば
- (2) 会長あいさつ
- (3) 来賓紹介

2 競技会（9:25～11:30）

- (1) 第 1 部 個人男子の部
- (2) 第 2 部 個人女子の部
- (3) 第 3 部 団体の部
- (4) 個人・団体決勝

3 閉会式（11:35～11:50）

- (1) 講評並びに成績発表
- (2) 表彰
- (3) 閉会のことば

第 2 5 回 消 火 競 技 会 実 施 要 綱

1 目的

この競技会は、不慮の火災に備えて、迅速かつ確実な初期消火技術を習得するとともに、事業所の防火体制の強化と防火意識の高揚を図ることを目的に実施する。

2 主催

尾三危険物安全協会・尾三消防本部

3 日時

平成23年11月9日（水）午前9時から午前11時50分まで(小雨決行)
(予備日 平成23年11月14日（月）午前9時から午前11時50分まで)

4 場所

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地 尾三消防本部訓練場

5 参加者

尾三危険物安全協会会員事業所

日進市女性防災クラブ、みよし市女性消防団、東郷町女性防災クラブ

* 原則 各事業所 個人の部（男子4名・女子3名以内） 団体の部（3チーム以内）
（参加人数枠をこえる場合は、事務局に問い合わせください。）

6 種目

第1部 個人の部（男子）

第2部 個人の部（女子）

第3部 団体の部（男女混合チーム可・個人の部との兼務可）

7 表彰及び順位の決定

(1) 順位

ア 予選

個人は、スタートの合図から第二標的の「消火」マークが出るまで、また団体は、スタートの合図から第二標的の「火点2」が倒れるまでのタイムを測定し、減点がなくタイムの速い個人及び団体の上位4位を決勝進出とする。

イ 決勝

予選と同様の要領で実施し、1位から4位を決定する。

(2) 表彰

ア 個人の部 1位～4位（男女とも）

イ 団体の部 1位～4位

8 消火競技会参加者説明会

(1) 日時

平成23年10月19日（水）午前9時30分から（雨天決行）

(2) 場所

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地 尾三消防本部訓練場

9 その他

実施要領に疑義がある場合は、10月10日（月）までに文書（FAX可）で事務局に照会してください。疑義につきましては、10月19日（水）の消火競技会参加者説明会において回答いたします。なお、説明会以後は疑義の受付をしませんのでよろしくお願い
します。

個人競技実施要領（男子・女子共通）

1 競技要領

- ① 係員の合図でスタートして、水消火器を所定の位置まで運ぶ。
- ② 立入禁止区域外から第一標的を消火（最初の水消火器で「消火完了」マークが、出なかった場合は予備の水消火器で消火）する。
- ③ 使用した水消火器を空消火器置場に置く。
- ④ 消火ライン手前から消火バケツで第二標的に投水する。
- ⑤ 消火マークが出るまでのタイムを競う。

2 使用資器材

- (1) 消火器は、水消火器2本とする。
- (2) 消火バケツは、容量7ℓ水入り三角バケツ5個とする。

3 共通事項

- (1) 第一標的の手前1m20cmは消火ラインとし立入禁止区域とする。（消火完了後も立入禁止）標的は4箇所の水が当たると「消火完了」マークが出るものとし、「火→災→発→生」の順番で放水すること。
- (2) 第二標的の手前1m50cm（女子は1m20cm）は消火ラインとし、立入禁止区域とする。（消火完了後も立入禁止）標的は、水が約2ℓ入ると「消火」マークが出るものとする。

4 基準タイム

(1) 男子 40秒

(2) 女子 50秒

基準タイムを超えた時点で競技を終了するものとする。（スターターがホイッスル等で合図します。）

5 個人競技減点事項

- (1) 実施要領に違反した場合は、減点とする。

例① 最初の水消火器で消火を失敗し予備水消火器を使用しても、第一標的の「消火完了」マークが出なかった場合。また、「火→災→発→生」の順に放水しなかった場合。

例② 競技者が、設定コースの外で競技した場合。（足が完全にコースラインを超えた場合であり、コースラインに踵が触れていれば減点しない。）

例③ 第一、第二標的の立入禁止区域に足を踏み入れた場合。（停止ライン（角材）の上に足を乗せた場合、または、停止ライン（角材）を超えて立入禁止区域内のGLに足が接した場合。）

例④ 使用した水消火器を指定された消火器置場に置かなかった場合。

例⑤ 第二標的を消火中、消火バケツが両手から離れて落下した場合。

- (2) 原則として、競技中の規律、行動、操作要領は、減点の対象としないが、危険な行為、器具の損傷等に結びつく行為等を行った場合は、減点の対象とする。特に、水消火器・水バケツを粗暴に取り扱わないよう注意すること。また、競技者のヘルメットの脱落も減点の対象とします。

6 その他

不可効力により、第一標的の「消火完了」マークが出ない場合又は第二標的の「消火」マークが出ない等で競技の計測ができない場合は、再度競技をすることができるものとする。

団体競技実施要領

1 チーム構成

1 チーム3名の編成とし、あらかじめ次の担当を決めておくこと。

- (1) 1番員 (消火栓ホース延長、放水)
- (2) 2番員 (消火栓ホース延長補助、消火栓バルブ操作)
- (3) 3番員 (危険物除去、水消火器操作、放水補助)

2 競技要領

各競技者は、係員の合図でスタートし、次の要領で競技を実施する。

(1) 1番員

- ① 消火栓ホースを2番員と協力して、障害物2・3を団体競技会場図に示すとおり通過しながら延長し、一時停止位置まで進む。
- ② 第一標的の「消火完了」マークが出たら、3番員の消火完了の呼称後、第二標的の消火ラインまで進み、筒先を体の右側に持ち放水態勢をとる。
- ③ 3番員に「放水始め」と呼称する。
- ④ 第二標的の火点1を落下させた後、火点2を倒す。(別図)

(2) 2番員

- ① 1番員の消火栓ホースの延長を補助する。
- ② 消火栓まで戻って起動ボタンを押す。
- ③ 3番員の放水始めの合図を受けたならば、手を上に挙げて「放水始め」と復唱する。
- ④ 消火栓バルブを開けて送水する。
- ⑤ ホースのよじれ等がないか確認し(特に障害物の位置)、第二標的の、火点1・2が倒れるまで消火栓の前で待機する。
- ⑥ 3番員から放水止めの合図を受けたならば、手を横に挙げて「放水止め」と復唱し、消火栓バルブを閉める。

(3) 3番員

- ① 危険物(ドラム缶)を安全区域まで除去する。
- ② 水消火器を持って、立入禁止区域外から消火(最初の水消火器で「消火完了」マークが出なかった場合は、予備の水消火器で消火)する。消火後、その場で手を上に挙げて「消火完了」と1番員に呼称する。使用した消火器を、空消火器置場に置く(粗暴に取り扱わないこと)。
- ③ 1番員の後方まで進み、団体競技会場図に示す位置(ホースの右側で、1番員の右後方、伝令停止線を越えた位置)で、1番員の「放水始め」の呼称を受けたならば、「放水始め」と復唱した後、一時停止位置まで戻り(一時停止位置を越えた位置)2番員に対し手を上に挙げて「放水始め」と合図を送る。
- ④ 「放水始め」と合図を送った後、1番員の右後方(伝令停止線を越えた位置)で、「伝達終了」と呼称し、ホースを両手で持って放水の補助にあたる。なお、ホース延長(よじれ、ねじれ等)が悪ければ、伝令の途中で直すこと。
- ⑤ 第二標的の、火点2が倒れたならば、ホースを離し、その場所で2番員の方向に振り向き、手を横に挙げて「放水止め」と合図を送る。

3 使用資器材

- (1) 消火器は、水消火器2本とする。
- (2) 消火栓(別図)は、長さ20m、40mmホース2本で、筒先は、口径40mm(噴霧切替ノズル)とし、競技開始時は筒先を閉じた状態とする。
- (3) 各競技会場図、第1標的図、第2標的図は、別図のとおりとする。

4 共通事項

- (1) 各競技者は、設定コース内で競技をするものとする。ただし、延長ホースのコース外はみ出しは、可とする。
- (2) 障害物1(タイヤ2本)の上部は、ホース、危険物(ドラム缶)及び競技者が通過できるものとする。第一標的の手前1m20cmは、消火ラインとし、立入禁止区域とする。(消火完了後も立入禁止) 標的は、4箇所(4箇所)に水が当たると「消火完了」マークが出るものとし、「火→災→発→生」の順に放水すること。
- (3) 第二標的の手前5mは、第二標的の消火ラインとし、立入禁止区域とする。標的は、火点1及び火点2とする。
- (4) 放水位置は、足が消火ライン手前とする。また、放水態勢の間は、筒先を両手で持つこと(放水の補助員も両手でホースを持つこと)。
- (5) 消火栓の放水圧力は0.3MPaとする。
- (6) 危険物は、高さ90cm・直径60cmの鋼製200ℓドラム缶で、中に水を約40ℓ入れたものとし、安全区域へ完全に除去し立てること。

5 基準タイム

50秒

基準タイムを超えた時点で競技を終了するものとする。(スターターがホイッスル等で合図します。)

6 団体競技減点事項

- (1) 実施要領に違反した場合は、減点とする。

例① 1番員が、障害物2・3を指定(団体競技会場図)したとおり通過してホースを延長しなかった場合。

例② 1番員が、3番員の「消火完了」の呼称の前に、一時停止位置を通過した場合。

例③ 1番員が、第二標的の火点2を火点1より先に倒した場合。

例④ 2番員が、起動ボタンを押す前に消火栓のバルブを開けた場合。

例⑤ 2番員が、消火栓のバルブを3番員の「放水始め」の合図前に開けた場合。

例⑥ 2番員が、手を上に挙げて「放水始め」と復唱しなかった場合。

例⑦ 3番員が、最初の水消火器で消火を失敗し予備水消火器を使用しても、「消火完了」マークが出なかった場合。

例⑧ 3番員が、1番員に対し手を上に挙げて「消火完了」の合図をしなかった場合。

例⑨ 3番員が、伝令停止線及び一時停止位置のライン手前(両足踵が完全に超えていない状態(ラインに触れていても不可))で、1番員への復唱及び2番員に「放水始め」と合図した場合。

例⑩ 3番員が、使用した水消火器を指定された消火器置場に置かなかった場合。

例⑪ 1番員・3番員が第一第二標的の立入禁止区域に足を踏み入れた場合。(停止ライン(角材)の上に足を乗せた場合、または、停止ライン(角材)を超えて立入禁止区域内のGLに足が接した場合。)

例⑫ 2番員・3番員が手を横に挙げて「放水止め」と合図しなかった場合

例⑬ 競技者が、設定コースの外で競技した場合（片足が、コースラインを完全に超えた場合であり、コースラインに踵が触れていれば、減点しない。）

- (2) 原則として、競技中の規律、行動、操作要領は、減点の対象としないが、危険な行為、器具の損傷等に結びつく行為等を行った場合は、減点の対象とする。特に、水消火器を粗暴に取り扱わないよう注意すること。また、競技者のヘルメットの脱落も減点の対象とします。

7 その他

不可効力により、「消火完了」マークが出ない等で競技の計測ができない場合は、再度競技をすることが出来るものとする。

消火競技会出場者の留意事項及び連絡事項

1 出場者の服装等

- (1) 服 装 各事業所指定の作業服又は活動しやすい服装とする。
- (2) 履 物 各事業所指定の安全靴又は運動靴等安全なものとする。
(スパイク等は禁止とし、判明した時点で失格とする。)
- (3) 保安帽 各事業所指定の保安帽又は事務局からの貸出す保安帽とする。
- (4) 手 袋 各事業所指定のものでもよいが、事務局から作業用手袋(軍手)を支給します。

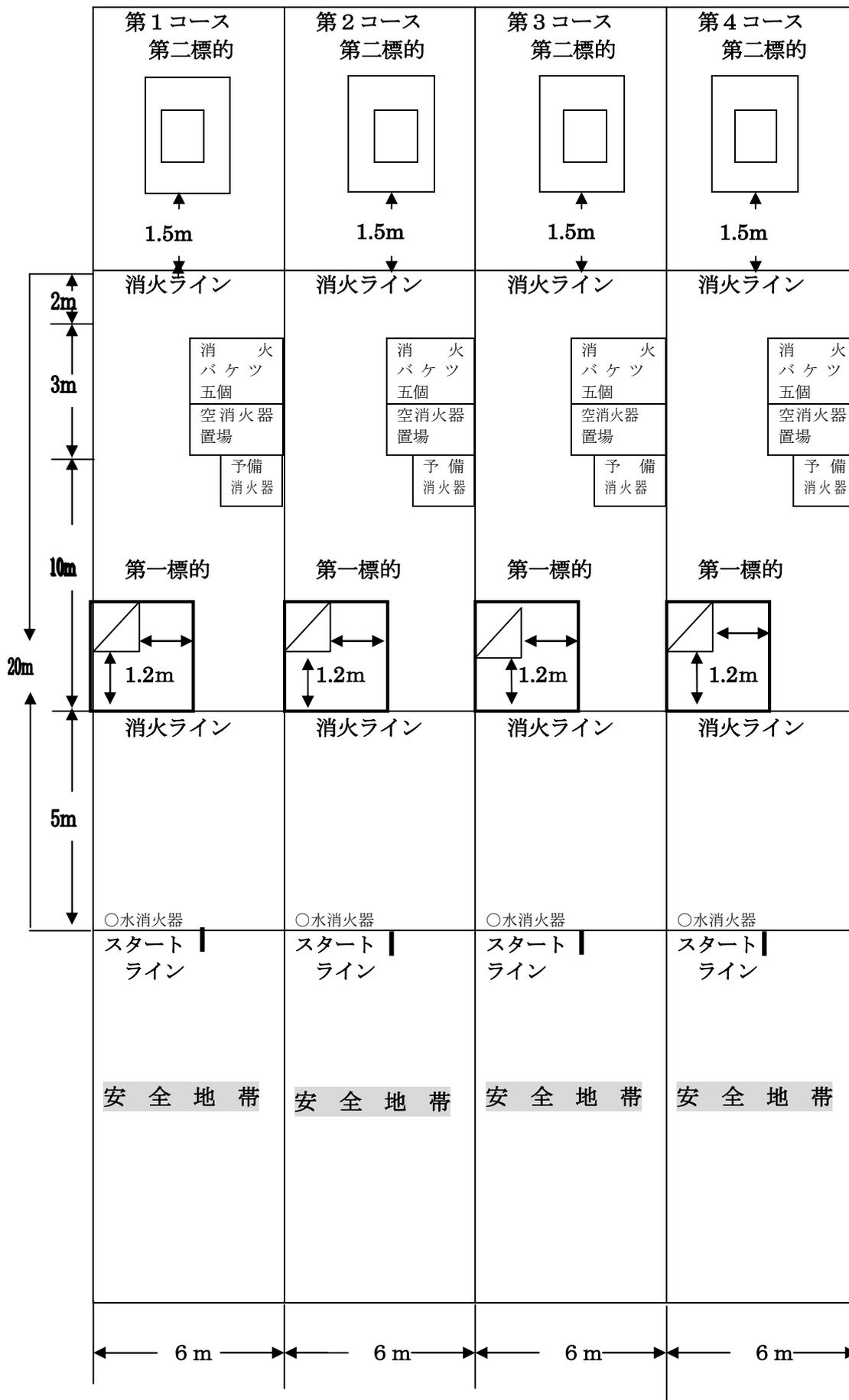
2 危害防止及び安全管理

- (1) 競技実施要領に定めた事項に著しく逸脱し、安全が保たれないと判断した場合は、競技実施責任者が、直ちに競技の中止又は危害防止の措置をとることがある。
- (2) 競技中、係員以外のものが競技者に接近したり、競技の妨害となる行為があった場合は、競技実施責任者が直ちに競技の中止又は危害防止の措置をとることがある。
- (3) 参加事業所の代表者は、出場者の健康状態には十分に配慮し、当日、出場者の体調が好ましくない場合は、出場者の変更等を受付に申し出ること。
なお、競技直前であっても、競技実施責任者に申し出る等同様の措置を講ずること。

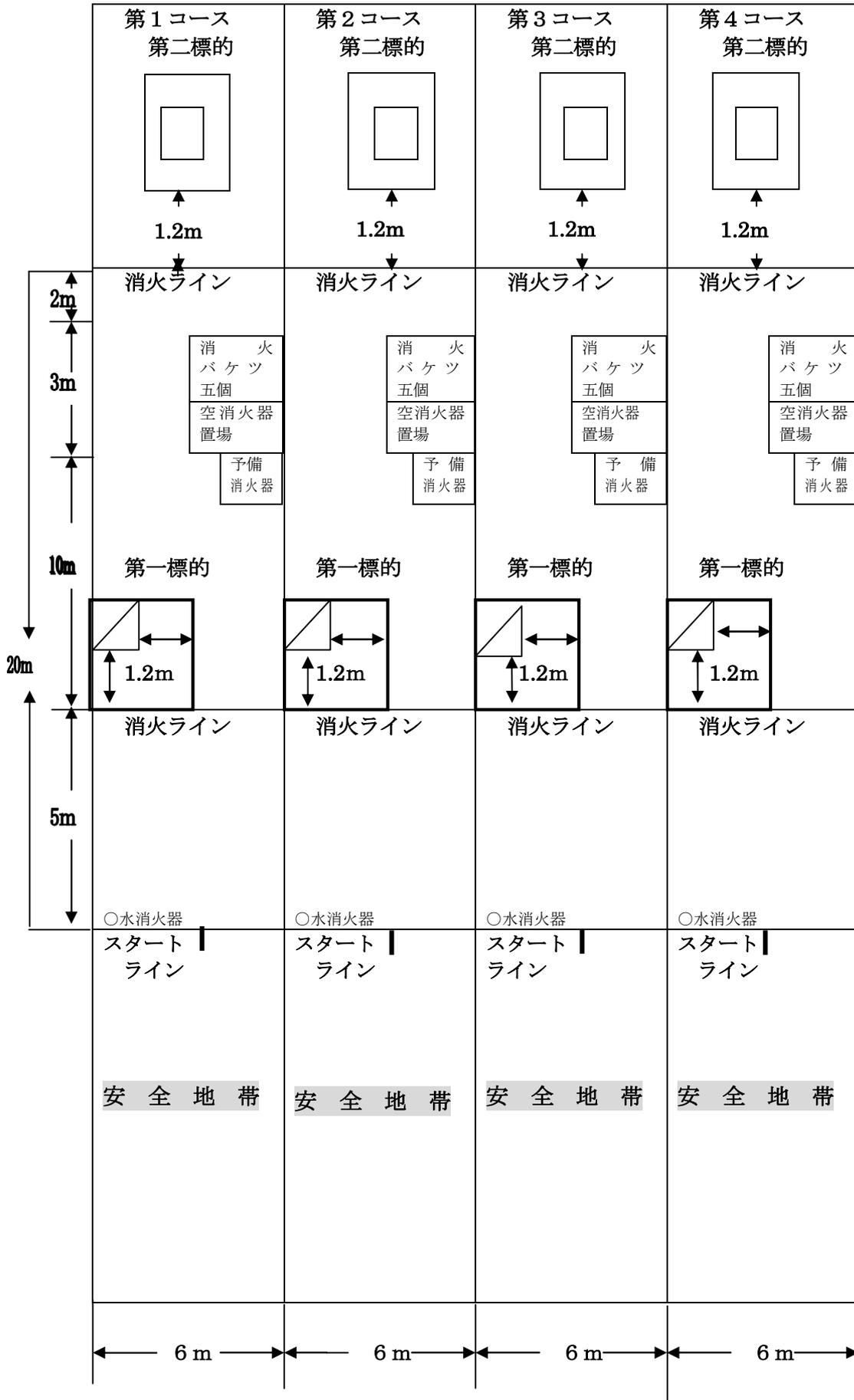
3 連絡事項

- (1) 競技中に衣服が濡れる可能性がありますので、それぞれ着替えの用意をしてください。
- (2) 当日は、小雨決行としますので、その場合は、それぞれ雨対策をしてください。
- (3) 荒天等により競技会を延期する場合は、当日の7時30分に決定しますので、事務局に電話で確認してください。

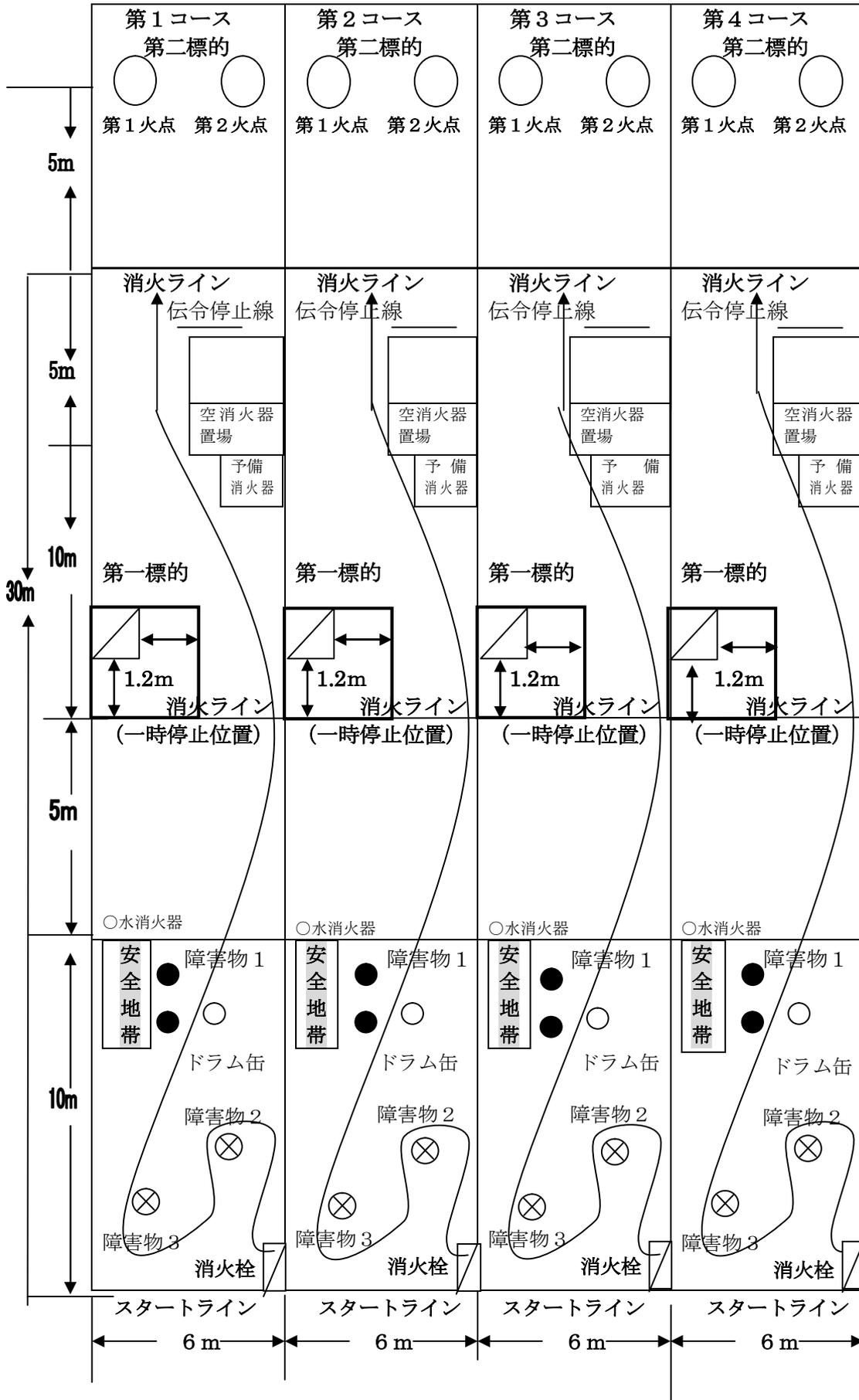
個人競技（男子）コース

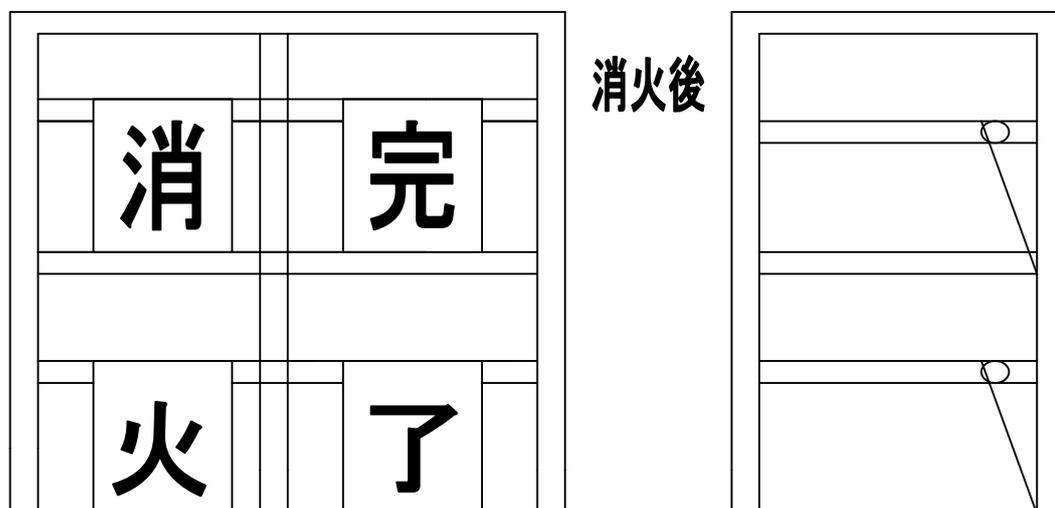
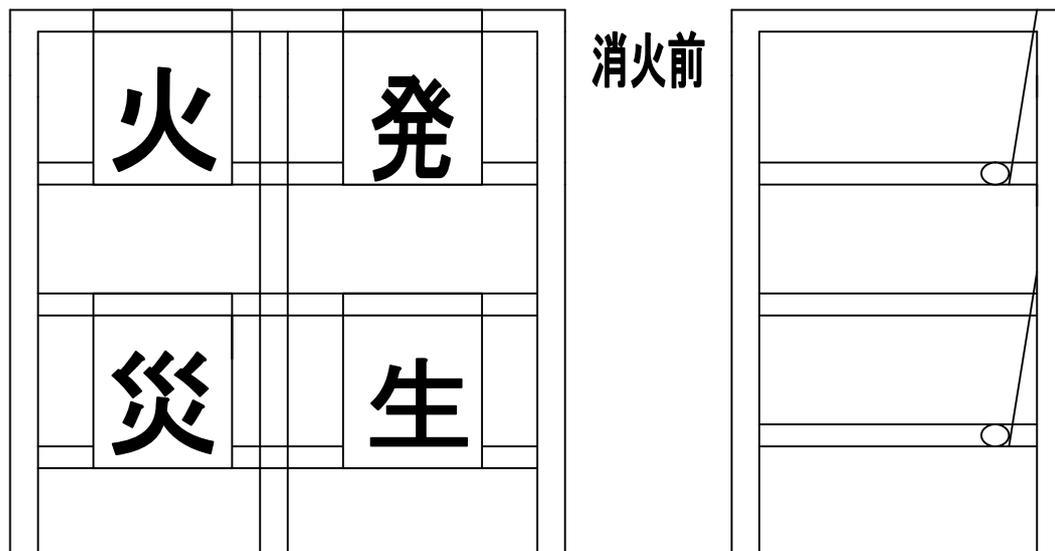


個人競技（女子）コース



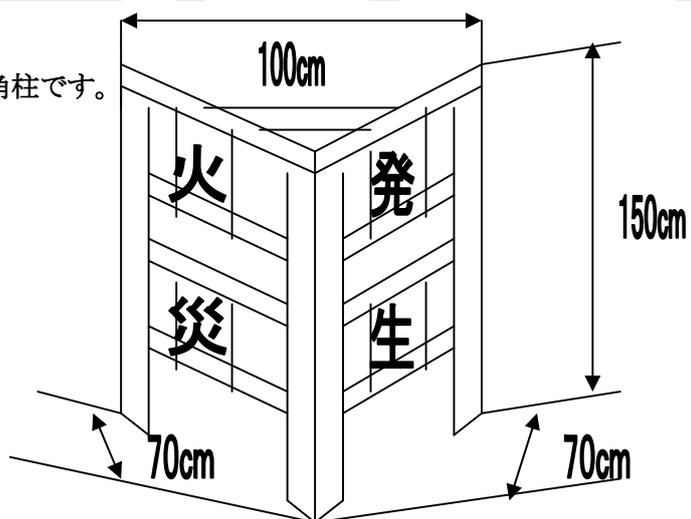
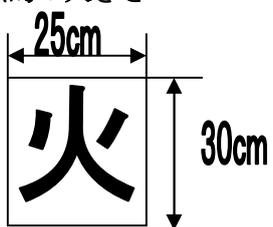
団体競技コース



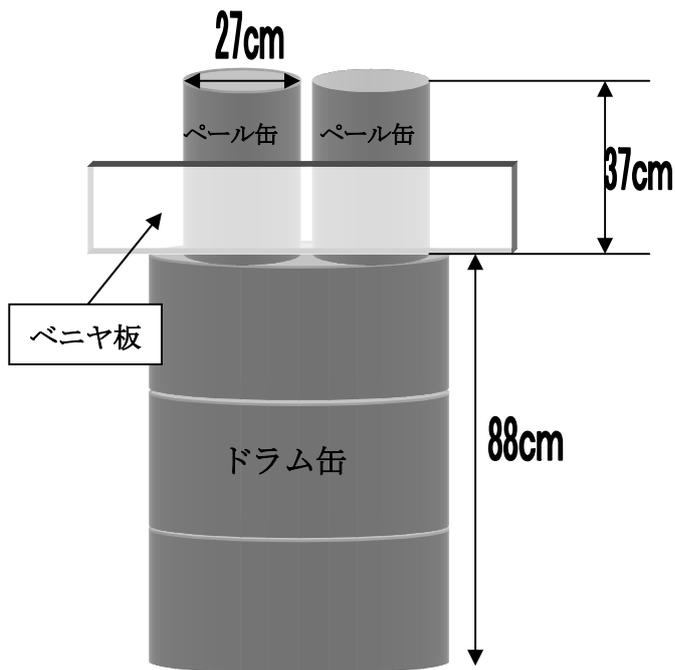


直角二等辺三角形の三角柱です。

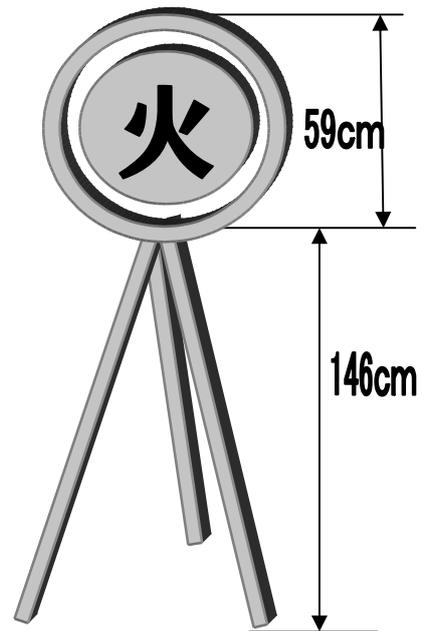
標的の大きさ



第二標的 (団体) 第1火点

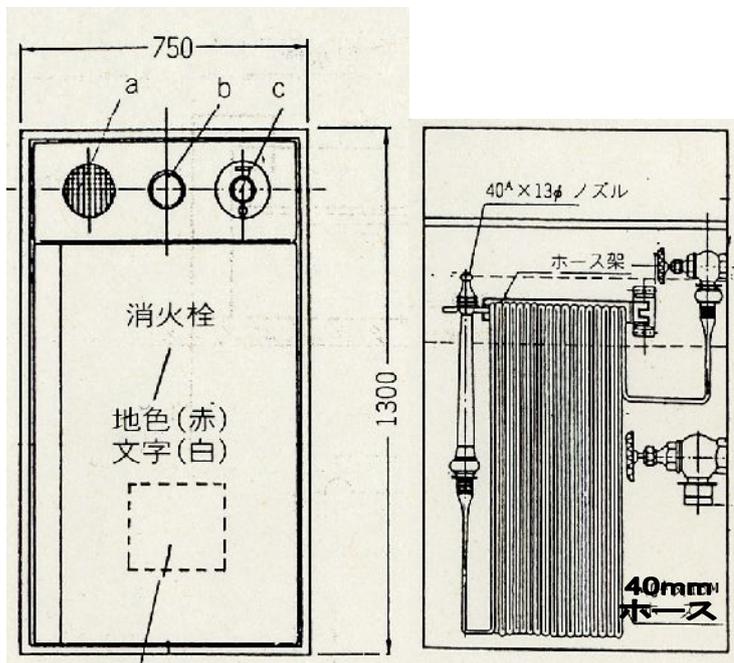


第2火点

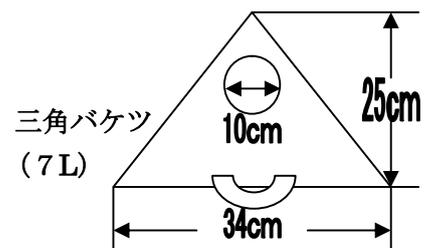
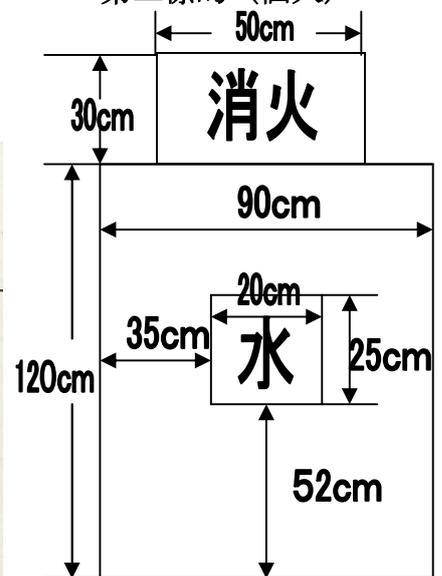


消火栓 (団体)

20M×2本



第二標的 (個人)



三角バケツ
(7L)